

2 項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第33条の見出しを「（検収報告書等の作成等）」に改め、同条第 1 項中「高知県企業局財務規程」を「電気事業及び工業用水道事業（高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第 1 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる電気事業及び工業用水道事業をいう。）に係るものにおいては高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程」に、「（第34号様式）又は工事検査報告書（第37号様式）」を「又は検査調書を、病院事業（同条例第 1 条第 1 項第 3 号に掲げる病院事業をいう。）に係るものにおいては高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第28号）に定める検収調書又は別記第 3 号様式若しくは別記第 4 号様式による検査調書」に、「当該報告書に付する」を「当該検収報告書、検収調書又は検査調書に記載する」に改め、同条第 2 項中「省略した契約」を「省略した契約並びに一定期間継続して購入し、及び修繕するため単価による契約がなされている物品」に、「又は工事検査報告書」を「、検収調書又は検査調書」に、「又は高知県企業局財務規程」を「又は高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程若しくは高知県公営企業局病院事業財務規程」に改め、同条第 3 項中「工事検査報告書」を「検査調書」に改める。

第36条第 4 項中「係る出来高部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その出来高部分又は既納部分に対する契約金相当額の10分の 9 以内とする」を「あってはその既済部分に対する契約金相当額の10分の 9 を、物件の買入契約においてはその既納部分に対する契約金相当額を超える約定をすることはできない」に改める。

別記第 2 号様式中
「高知県企業局長 様」
を
「契約担当者 様」
に改める。

別記様式に次の 2 様式を加える。

第 3 号様式（第33条関係）

決 裁 権 者	検 査 調 書			
	契 約 件 名 及 び 設 計 番 号			
	年 度	年 度	検 査 種 別	完 成 出 来 高
	契 約 年 月 日	年 月 日	検 査 回 数	回 目
	請 負 人		立 会 人	
	履 行 期 限		監 督 職 員	
	着 手 完 成 年 月 日	年 月 日 年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日
	設 計 金 額	¥	出 来 高 金 額	¥
	請 負 金 額	¥	出 来 高 歩 合	%
	検 査 の 方 法 及 び 参 照 し た 書 類		検 査 の 合 否 及 び 意 見	
	上記のとおり検査しましたので、別紙明細書を添えて提出します。			
		年 月 日		
	契 約 担 当 者	様	検 査 職 員 職 ・ 氏 名	㊟

備考 この様式は、請負契約に係る検査調書の様式とする。

第3号様式の添付書類

検 査 明 細 書							
契約件名及び設計番号							
区 分	契約量	単位	出来高量	設計単価	出来高額	出来高歩合	備 考
				円	円	%	

設計金額に対する請負出来高金額 出来高金額 × $\frac{\text{請負金額}}{\text{設計金額}}$

第4号様式 (第33条関係)

決裁権者	検 査 調 書						
	契約件名						
	年 度	年 度		契 約 金 額	¥		
	契約年月日	年 月 日		立 会 人			
	履 行 期 限	年 月 日		検 査 場 所			
	契約の相手方				検査の方法及び参照した書類 検査の合否及び見意		
		履 行			検 査		
	年月日	品 名	規 格	数 量	年月日	数 量	備 考
	上記のとおり検査しました。						
	年 月 日						
	契約担当者 様						
	検査職員 職・氏名 ㊟						

- 備考 1 この様式は、物件の買入れその他の契約に係る検査調書の様式とする。
 2 この様式による検査調書の作成が困難なものについては、この様式に準じて検査調書を作成することができる。

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県企業局特定調達契約事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(揭示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

**高知県公営企業局管理規程第16号**

**高知県企業局特定調達契約事務取扱規程の一部を改正する規程**

高知県企業局特定調達契約事務取扱規程(平成7年高知県企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程**

本則中「高知県企業局の」を「高知県公営企業局の」に、「高知県企業局契約規程」を「高知県公営企業局契約規程」に、「企業局長」を「高知県公営企業局長」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(揭示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第17号

高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程

高知県営発電所運転保守規程(平成13年高知県企業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「企業局長」を「高知県公営企業局長」に改める。

第20条第1項中「協議のうえ」を「協議の上」に、「周知させなければ」を「周知しなければ」に改め、同条第3項中「協議のうえ」を「協議の上」に、「11月10日」を「10月10日」に、「工務課長」を「電気工水課長」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(揭示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

**高知県公営企業局管理規程第18号**

**高知県企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程**  
高知県企業局電気事業保安規程(昭和61年高知県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県公営企業局電気事業保安規程**

第2条第1項中「高知県企業局(以下「企業局」を「高知県公営企業局(以下「公営企業局」に改め、同条第2項中「企業局」を「公営企業局」に改める。

第3条第1項中「企業局」を「公営企業局」に、「及び総合制御所、」を「並びに総合制御所及び」に改め、同条第3項中「企業局」を「公営企業局」に改める。

第4条第2項中「高知県企業局事務処理規程」を「高知県公営企業局事務処理規程」に改める。

第5条第1項中「高知県企業局長」を「高知県公営企業局長」に改め、同条第2項の表中「本局の課長又は課長補佐」を「電気工水課長又は電気工水課長補佐」に改める。

別表第1中「の課所長」を「の長」に、「企業局」を「公営企業局の電気事業」に、「各課所長」を「各所属の長」に、

「  
工務課長  
」

を  
「  
電気工水課長  
」

に、「課長は」を「電気工水課長は」に、

「  
」

所 長  
」

を  
「  
事業所長  
」

に、「所長は」を「事業所長は」に、「、所の」を「、事業所の」に、「業務内容」を「業務執行内容」に改める。

別表第2中

「  
電気事業管理者  
企業局長  
」

を  
「  
公営企業管理者  
局長  
」

に、  
「  
工務課  
主任技術者  
」

を  
「  
電気工水課  
主任技術者  
」

に改める。

別表第4中「高知県営発電所運転保守規程(平成6年高知県企業局管理規程第5号)」を「高知県営発電所運転保守規程(平成

13年高知県企業局管理規程第5号)」に、「高知県企業局非常災害対策本部規程(昭和41年7月制定)」を「高知県公営企業局非常災害対策本部規程(平成8年4月制定)」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

高知県企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(揭示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第19号

高知県企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程

高知県企業局風力発電設備保安規程(平成7年高知県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県公営企業局風力発電設備保安規程

第2条第1項中「高知県企業局(以下「企業局」を「高知県公営企業局(以下「公営企業局」に改め、同条第2項中「企業局」を「公営企業局」に改める。

第4条第1項中「企業局」を「公営企業局」に改め、同条第3項中「企業局」を「公営企業局」に改める。

第5条第2項中「高知県企業局事務処理規程」を「高知県公営企業局事務処理規程」に改める。

第6条第1項中「高知県企業局長」を「高知県公営企業局長」に改め、同条第2項中「工務課長又は工務課課長補佐」を「電気工水課長又は電気工水課課長補佐」に改める。

別表第1中「の課所長」を「の長」に、「企業局」を「公営企業局の風力発電設備」に、「各課所長」を「各所属の長」に、「工 務 課 長」

を「電 気 工 水 課 長」

に、「課長は」を「電気工水課長は」に、「所 長」

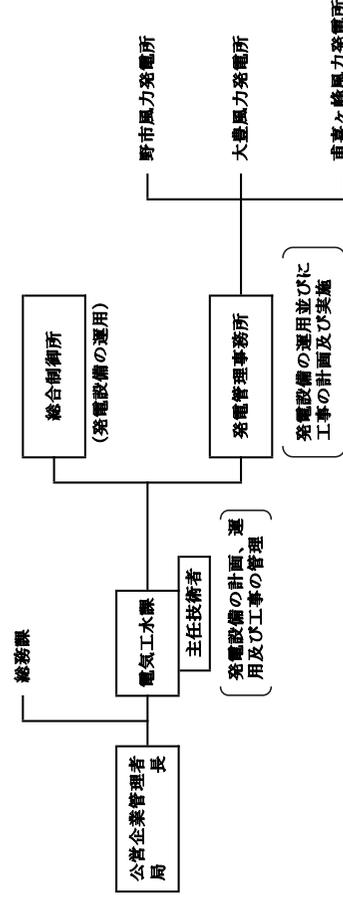
を「事 業 所 長」

に、「所長は」を「事業所長は」に、「、所の」を「、事業所の」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

保安に関する組織及び業務分掌



注 □印は、保安組織を示す。

**附 則**  
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県工業用水道規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(揭示済)
高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第20号
高知県工業用水道規程の一部を改正する規程

高知県工業用水道規程(昭和41年高知県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中
「高知県企業局長 様」
を
「高知県公営企業局長 様」
に改める。

別記第2号様式中
「高知県企業局長 印」
を
「高知県公営企業局長 印」
に改める。

別記第3号様式中
「高知県企業局長 様」
を
「高知県公営企業局長 様」
に改める。

別記第4号様式中
「高知県企業局長 印」
を
「高知県公営企業局長 印」
に改める。

別記第5号様式中
「高知県企業局長 様」
を
「高知県公営企業局長 様」
に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式中
「高知県企業局長 印」
を
「高知県公営企業局長 印」
に改める。

別記第7号様式の2中
「高知県企業局長 印」
を

「高知県公営企業局長 印」
に、
「高知県企業局企業出納員 印」
を
「高知県公営企業局企業出納員 印」
に改める。

別記第8号様式中
「高知県企業局長 様」
を
「高知県公営企業局長 様」
に改める。

別記第9号様式中
「
写 真
は り
付 け
契
印
」
を
「
(写真)
」
に、「証する」を「証明します」に、
「高知県企業局長 氏名 印」
を
「
高知県公営企業局長 印」
に改める。

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県工業用水道有料駐車場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(揭示済)  
高知県公営企業局長 中澤 彰穂

**高知県公営企業局管理規程第21号**

**高知県工業用水道有料駐車場管理規程の一部を改正する規程**

高知県工業用水道有料駐車場管理規程(平成12年高知県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中  
「高知県企業局長 様」  
を  
「高知県公営企業局長 様」  
に改める。

別記第2号様式中  
「  
高知県企業局長 印」  
を  
「高知県公営企業局長 印」  
に、「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中  
「高知県企業局長 様」  
を  
「高知県公営企業局長 様」  
に改める。

別記第5号様式中  
「高知県企業局長 様」  
を  
「高知県公営企業局長 様」  
に、  
「  
班 長  
」  
を  
「  
チ ー フ  
」  
に改める。

別記第6号様式中  
「  
高知県企業局長 印」  
を  
「高知県公営企業局長 印」  
に改める。

**附 則**  
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

鏡川工業用水道運転保守規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年4月1日(揭示済)
高知県公営企業局長 中澤 彰穂

者」という。)の承認を受けなければならない。ただし、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(第6条第2項において「県の休日」という。)においては、この限りでない。

2 管理者は、前項の規定による承認をしたときは、当該承認を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、当該管理者が定める利用承認書を交付するものとする。

3 管理者は、必要があると認めるときは、利用者に対し、職員駐車場の利用を制限することができる。

(利用者の範囲)

第4条 前条第1項の規定による承認を受けることができる者は、当該承認に係る職員駐車場を利用することができる庁舎に通勤する職員等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 職員駐車場の利用に係る自動車の使用距離が片道で2キロメートル以上である者

(2) 身体に障害を有する者で自家用自動車を使用しなければ通勤に支障のあるもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が特に職員駐車場を利用する必要があると認める者

(職員駐車場の利用料)

第5条 高知県公営企業局は、利用者から職員駐車場の利用に係る料金(以下「職員駐車場の利用料」という。)を徴収するものとする。

2 職員駐車場の利用料は、月額とし、別表に定める額とする。

(徴収の方法等)

第6条 職員駐車場の利用料は、本局及び事業所にあつては総務課長が、病院にあつては事務部長が毎月給与を支給する際に、当該給与から当月分の職員駐車場の利用料を控除して徴収するものとする。ただし、これにより難い特別な事情があるときは、この限りでない。

2 職員駐車場の利用を開始した日が月の途中である場合(月の初日又は月の初日から当該利用を開始した日の前日までの日が県の休日その他の当該職員駐車場に係る本局又は事業所若しくは病院において通常の執務が行われていない日であるときを除く。)においては、当該月分の職員駐車場の利用料を徴収しない。ただし、当該利用を開始した日の属する月において、当該利用をやめたときの当該月分の利用料については、この限りでない。

3 職員駐車場の利用料は、月の途中で利用をやめた場合においても日割りは行わないものとする。

4 既に納付された職員駐車場の利用料は、還付しない。ただし、高知県公営企業局長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(職員駐車場の利用料の免除)

第7条 次に掲げる職員等からは、職員駐車場の利用料を徴収しない。

(1) 病院事業(高知県公営企業の設置等に関する条例第1条第3号に掲げる病院事業をいう。)に従事する医師

(2) 高知県公営企業局に勤務する職員のうち臨時的任用職員及び非常勤職員

(3) 病院に勤務する団体の職員等のうち臨時的に雇用されている者及び非常勤である者

(4) 本局又は事業所若しくは病院において行われるものが1月につき16日以内である研修等の研修生

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、職員駐車場を利用するときは、第3条第2項の規定により管理者から交付された利用承認書(次項において「利用承認書」という。)を当該職員駐車場の利用に係る自動車の外部から容易に識別することができる位置に掲示しなければならない。

2 利用者は、利用承認書を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 利用者は、職員駐車場の利用に当たっては、管理者の指示に従わなければならない。

(利用制限等)

第9条 利用者の数が当該利用者が利用する職員駐車場の駐車可能台数を超えるときは、当該職員駐車場の利用状況によっては、利用することができないことがある。

(承認の取消し等)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し、第3条第1項の規定による承認を取り消し、又は変更することができる。

(1) 利用者が承認に係る申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって承認を受けたとき。

(2) 利用者が第8条に規定する遵守事項に違反したとき。

(3) 利用者が職員駐車場の利用料を納めないとき。

(4) 職員駐車場を職員駐車場以外の公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が職員駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、高知県公営企業局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第1条、第5条関係)

職員駐車場	職員駐車場の利用料の額
本局駐車場	2,000円
総合制御所駐車場	1,500円
安芸病院駐車場	500円
芸陽病院駐車場	500円